

2. 特別会計

特別会計は、特定の収入で特定の事業を実施したり、又特定の目的をもって資金を運用する場合など、一般会計と区分する必要があるものについて、条例により設けられる会計です。

各会計とも、当初予算に補正予算を増減した予算現額及び収入済額・支出済額は、表－2のとおりとなっています。

なお、介護保険特別会計においては、平成18年度繰越明許費として4,200千円を含んだ予算となっています。

表－2 平成19年度 特別会計予算執行状況（平成19年9月末現在）

（単位：千円、％）

会計名	予算現額	収入済額	収入率	支出済額	執行率
国民健康保険	5,182,015	1,940,061	37.4	2,347,761	45.3
国民健康保険 直営診療所	70,508	3,630	5.1	19,934	28.3
介護保険 直営診療所	592	9	1.5	2	0.3
老人保健	7,639,665	3,354,828	43.9	3,198,644	41.9
介護保険	4,724,513	2,299,095	48.7	2,043,319	43.2
農業集落排水	192,313	72,230	37.6	77,449	40.3
公共下水道	106,468	32,785	30.8	40,592	38.1
浄化槽施設	58,913	15,080	25.6	12,498	21.2
簡易水道	359,418	95,005	26.4	155,754	43.3
合計	18,334,405	7,812,723	42.6	7,895,953	43.1